

16年目研修（養護教諭）実施要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が行う16年目研修（養護教諭）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（16年目研修（養護教諭）の目的）

第2条 16年目研修（養護教諭）は、現職研修の一環として、個々の能力、適性等に応じて学校の中堅として若手教職員の範となりながら学校の課題解決や意識改革に取り組むとともに、学校経営に積極的に参画できる力その他の資質を向上させることを目的とする。

（対象）

第3条 16年目研修（養護教諭）を受ける者（以下「研修教員」という。）は、養護教諭としての教職経験が16年目の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の養護教諭（原則として政令指定都市教育委員会及び中核市教育委員会が所管する小学校等の養護教諭を除く。）とする。

2 前項の教職経験に係る在職期間の計算方法等は、次に掲げるとおりとする。

（1） 国立、公立又は私立の小学校等の養護教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

（2） 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算する。

（3） 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除く。

ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に執務を執ることを要しない期間

イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間

エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間

オ 国立又は私立の小学校等の養護教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

（研修の受講）

第4条 研修教員は、2日程度、岡山県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）で校外研修を受講するとともに、6時間程度、校内研修を受講するものとする。

（修了の認定）

第5条 研修の修了は、次の条件を満たした者について認定する。

- (1) 研修への出席状況が良好な者
- (2) 研修の目的が達成できたと認められる者

第2章 研修の内容等

(校外研修)

第6条 校外研修は、学校組織マネジメントを中心として、養護教諭の専門性を生かしながら、学校経営に積極的に参画できる力等を育成する内容により実施するものとする。

(校内研修)

第7条 校内研修は、校外研修との関連付けを図るとともに、保健管理、健康教育、健康相談、生徒指導等、必要な研修分野を、研修教員が主体的に取り組むことができるように配慮し実施する。

2 前項の研修の実施場所は、主として、研修教員が勤務する学校とする。

第3章 研修の実施体制

(校外研修の運営)

第8条 校外研修の運営は、総合教育センターが行う。

(校内研修の運営)

第9条 校内研修は、校長を中心として校務分掌を有機的に活用し、円滑に研修ができるよう研修時間の確保に努めるものとする。

(実施体制)

第10条 県教育委員会は、16年目研修（養護教諭）の実施に当たっては、別に定める研修総合企画・調整委員会の意見を踏まえるものとする。

第4章 研修の手続等

(研修の申込)

第11条 校長は、研修教員の16年目研修（養護教諭）への参加に当たり、研修教員報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

(校内研修計画)

第12条 校長は、校内研修計画書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

(校内研修報告書)

第13条 校長は、研修の実施状況について、校内研修報告書を作成し、所管の教育委員会に提出するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、16年目研修（養護教諭）の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。